

入院時食事療養（Ⅰ）及び入院時生活療養（Ⅰ）について

当院は、入院時食事療養費（Ⅰ）及び入院時生活療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時、適温で提供しています。

朝食	昼食	夕食
8:00	12:00	18:00

● 食事療養標準負担額

食事療養標準負担額とは、入院した時の「食費」に係る自己負担額です。

所得区分	食費 (1食につき)
① 住民税課税世帯（現役並所得者・一般）	550円
② ①のうち指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等	330円
③ 住民税非課税世帯（70歳未満）、 低所得者Ⅱ（70歳以上）	過去1年間の入院期間が90日以内 270円 過去1年間の入院期間が91日超 220円
④ 低所得者Ⅰ	130円

● 生活療養標準負担額

生活療養標準負担額とは、65歳以上の方が療養病床に入院した時に係る「食費」や「居住費」の自己負担額です。

所得区分	食費 (1食につき)	居住費 (1日あたり)
① 住民税課税世帯（現役並所得者・一般）	550円	430円
② ①のうち指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等	330円	0円
③ 住民税非課税世帯（70歳未満）、 低所得者Ⅱ（70歳以上）	過去1年間の入院期間が90日以内 270円 過去1年間の入院期間が91日超 220円	430円 430円
④ 低所得者Ⅰ	130円	430円

※「食事療養標準負担額」または「生活療養標準負担額」のうち、該当するどちらか一方をご負担いただきます。

その他ご不明な点につきましては、2階「入院窓口」へお問い合わせください。